

第2節 情報通信政策の展開

1 電気通信事業政策の展開

(1) 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた取組

ア 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた取組

我が国は、経済的地位の低下、少子高齢化、グローバル化の進展、大規模災害発生の可能性等の課題を有しており、2020年代に向けて、経済活性化や国民生活の向上を図ることが必要となっている。現在、携帯電話が一人1台以上普及しているほか、約8割の国民がインターネットを利用しているなど、ICTは、国民生活に不可欠な社会活動の基盤としての役割に加え、国内で最大の産業として経済成長を牽引し、生産性の向上や新たな事業の創出等をもたらす、あらゆる産業における経済活動の基盤としての役割を有している。そして、ICTの更なる普及・発展に伴い、ICTの役割はますます増大すると見込まれる。

一方、ビジネス・サービスの変化、電気通信事業者の再編・集約、ICTの利用機会の増大、消費支出に占める通信費の割合の増加、苦情・相談件数の増加など、ICT基盤を取り巻く環境も大きく変化している。

このような状況の中、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、平成26年中に結論を得るとしている。

また、平成23年11月施行の電気通信事業法・NTT法の改正法^{*1}の附則において、同法の施行後3年を目途として、その実施状況について検討を加え、必要な場合に所要の措置を講ずることが規定されている。

これらを踏まえ、総務省は、2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」について、平成26年2月に情報通信審議会に諮問し、「2020-ICT基盤政策特別部会」が設置された。

審議会では、①2020年代に向けた情報通信の展望、②情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方、③情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方等について検討を行い、平成26年11月目途で答申を行う予定である^{*2}(図表6-2-1-1)。

なお、これらの取組と併せて、離島・過疎等の条件不利地域における超高速ブロードバンド基盤の整備を促進するため、総務省では地方公共団体等が基盤整備を実施する際、事業費の一部を支援している。

図表6-2-1-1 情報通信審議会諮問「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」検討事項

1. 2020年代に向けた情報通信の展望

- (1) 日本経済を新たな成長軌道に乗せるために必要なICTの役割は何か。
- (2) 2020年代に向けたICTの利活用、技術、新サービス・産業等の動向はどのようなものか。
- (3) ICTの役割や今後の動向を踏まえ、2020年代にふさわしいICT基盤の姿はどのようなものか。
- (4) (3)の姿を実現するためにICT基盤を担う事業者が果たすべき役割は何か。

2. 情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方 ―世界一ビジネスがやりやすいICT基盤の提供―

世界一低廉かつ高速でビジネスしやすい環境の実現

- (1) 現在のICT基盤を担う事業者間での競争状況をどう捉えるか。サービスや事業主体の多様性についてどう捉えるか。料金水準についてどう捉えるか。
- (2) 2020年代に向けて、圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンなICT基盤を有線・無線の両面で実現し、ICT基盤を利用するあらゆる産業の競争力強化を図るには、何が必要と考えられるか。
- (3) 2020年代に向けて、ICT基盤を担う事業者の在り方について、どのように考えるか。

3. 情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方 ―世界に誇れるICTを利用しやすい国に―

世界に先んじてICTを全ての人の手に

- (1) 2020年代に向けて、全ての国民にあまねく提供されるべきICTサービス(ユニバーサルサービス)の在り方について、どのように考えるか。

安心・安全にICTを利用できる環境の整備

- (2) 2020年代に向けて、より安心・安全にICTを利用できる環境を確保するには、何が必要と考えられるか。

世界中から訪れたい国に

- (3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等、グローバル化の一層の進展を踏まえ、観光客やビジネスマン等にとって国内外でICTを利用しやすい環境を実現するには、何が必要と考えられるか。

^{*1} 事業者間の公正競争環境の整備を図る観点から、NTT東西の機能分離等を規定。

^{*2} 情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会(第1回)配付資料・議事概要・議事録：
http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/O2tsushin10_03000177.html

イ モバイル接続料の更なる適正性向上

平成24年10月より、モバイル接続料（携帯電話事業者の接続料）算定の更なる適正性向上に向け、算定方法及びその検証の在り方を検討するため「モバイル接続料算定に係る研究会」を開催し、平成25年6月に報告書を取りまとめた。この検討結果を参考とし、モバイル接続料の適正性、検証可能性及び公平性を確保する観点から、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を同年8月及び平成26年3月に改正した。

ウ 無線LANの利用促進

スマートフォンやタブレット等の無線LANを搭載した携帯端末の普及を背景として、無線LANを利用する機会が増えてきており、無線LANは、家庭、オフィス及び公衆スポットにおける快適なワイヤレスブロードバンド環境の実現のために必要不可欠な存在となっている。

無線LANの具体的な活用について、携帯電話事業者は、急増するモバイルトラフィックを無線LANに流すオフロードに積極的に取り組んでおり、自治体や商店街は、観光客の誘致や集客力の向上を図る取組を進めているほか、災害時等の有効な情報伝達手段としても着目されており、さらに重要性が増大していくと考えられる。

しかし、電波が混雑している場所等において、公衆無線LANに繋がりにくい状況が発生していることや、安心安全な利用に関する利用者への情報提供が必ずしも十分とはいえないことなど、無線LANの提供に関し様々な課題も出てきている。

こうした状況を踏まえ、総務省では、平成24年3月から「無線LANビジネス研究会^{*3}」において、無線LANに関する現状を整理するとともに、その安心安全な利用や普及に関する課題の抽出・整理を行い、平成24年7月に報告書を取りまとめた。

同報告書における提言を踏まえ、無線LANを巡る諸課題について、事業者間等での意見・情報交換を通じて連携・協調する場として、平成25年1月に「無線LANビジネス推進連絡会^{*4}」が発足し、平成25年9月には同連絡会において、岩手県釜石市で大規模震災を想定した公衆無線LANの無料開放にかかる実証実験を行った。本実証実験の成果は「大規模災害発生時における公衆無線LANの無料開放に関するガイドライン」として取りまとめられ、平成26年5月に公表された。また、多種多様なサービスが存在し、今後更なる事業者の参入が想定される公衆無線LANサービスについて、総務省は、サービスの事業運営に際し留意すべき事項等を定めた「無線LANビジネスガイドライン」を策定し、平成25年6月に公表した。

また、総務省では、無線LANの利便性向上の一環として、駅などの多数の人々が移動する場所での無線LANの利用環境を改善する無線LAN高速認証技術の標準化を民間企業等と推進しており、平成25年2月、京都大学において当該技術の実証実験を行った。

なお、総務省では、災害時等の有効な情報伝達手段としての公衆無線LAN整備を促進するために、自治体及び第三セクターを対象に「防災情報ステーション等整備事業」を平成25年度補正予算で実施した。当該事業を通じ、災害時のみならず、平時にも様々な地域情報の入手や発信が可能となる公衆無線LAN環境の整備が進むことで、防災や観光等における地域活性化に寄与することが期待される。

今後、総務省では、2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催を見据えて、観光立国の推進に資するために、外国人旅行者にとって特に要望の高い無料公衆無線LAN環境について、整備の促進や利便性の向上等に取り組んでいくこととしている。

(2) IPv6の推進

インターネット上の住所に相当するIPアドレスは、IANA（Internet Assigned Number Authority）により、世界5地域に設けられた地域インターネットレジストリに分配されており、アジア太平洋地域については、APNIC（Asia Pacific Network Information Centre）が管理を行っている。インターネットにおいて主に利用されているIPv4アドレスについては、平成23年2月にIANAの世界共通在庫が、同年4月にAPNIC及び我が国のIPアドレスを管理するJPNIC（Japan Network Information Center）の在庫が枯渇した。これを受け、我が国の通信事業者等においては、IPv4の後継規格であるIPv6の早期導入がこれまで以上に重要となっており、IPv6インターネット接続サービスの提供が本格化している。

*3 無線LANビジネス研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/lan/index.html

*4 無線LANビジネス推進連絡会：<http://www.wlan-business.org/>

こうした状況を踏まえ、総務省では、「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会^{*5}」において、IPv6対応に係る現状の課題とその対応策について検討を行い、平成23年12月に「第三次報告書^{*6}」を取りまとめ、公表した。

また、第三次報告書において指摘された諸課題の進捗状況を検証するとともに、今後の対応に向けた基本的な考え方について検討を行い、平成24年7月に「第三次報告書プロGRESSレポート^{*7}」、平成25年7月に「第二次プロGRESSレポート^{*8}」を取りまとめ、公表した。

このほか、IPv4アドレスの共同利用環境やIPv4/IPv6の共存環境における情報セキュリティ対策等の確立に向けた実証実験や、企業や地方自治体等のIPv6システム調達に係るセミナーの実施等、IPv6対応の推進に向けた活動を行っている。

(3) 公正な競争環境の整備

ア 電気通信事業分野における競争状況の評価

総務省では、複雑化する電気通信事業分野における競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成15年度から毎年度、「電気通信事業分野における競争状況の評価^{*9}」（以下「競争評価」という。）を実施している。平成25年9月に公表した「競争評価2012」においては、定点的評価について、「競争評価2011」の枠組みを原則として維持する一方、大幅に契約数を伸ばしている3.9G及びBWAを移動系通信（データ通信）市場の部分市場（移動系超高速ブロードバンド市場）として画定するとともに、SIMロック解除の動向や番号ポータビリティの状況等の基本データの整理・拡充を図った。また、戦略的評価については、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、①移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境（供給側）、②市場間の連携サービスの利用動向（需要側）、③電気通信サービスの上流サービス利用の分析及び電気通信サービスのプライバシー意識の分析の3つのテーマを取り上げ、各領域における個々のサービス市場の分析・評価を行った^{*10}。

「競争評価2012」の評価結果の概要（抜粋）

〔移動系データ通信市場〕

- ・移動系データ通信市場における市場支配力に関しては、首位のNTTドコモのシェアは高く、同社が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。ただし、NTTドコモは引き続きシェアを減少させており、その結果として2位・3位の事業者との市場シェアの差は縮小傾向にあり、同社の市場支配力を行使し得る地位は低下している。
- ・市場競争をめぐる上位3事業者間の関係や、第二種指定電気通信設備に係る規制措置等にかんがみれば、NTTドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。
- ・上位下位レイヤーをレバレッジとしたネットワークレイヤーへの影響については、上位レイヤーのプラットフォーム事業者等の中には、サービスシェア等が非常に高い事業者が複数あり、当該事業者が特定の通信事業者のみにサービスを提供している事例がある。そうした一部の例外的な事業者を除くと、プラットフォーム事業者は、通信事業者間の乗り換えに制限を設けておらず、総合的にネットワークレイヤーへの影響は限定的であると評価できる。

「競争評価2013」においては、平成25年12月に「実施細目2013」を決定・公表し、定点的評価について、「競争評価2012」の枠組みを原則として維持する一方、市場集中度（HHI）が低く、明らかに競争的な市場である場合、または利用者の他の類似サービスへの移行が顕著で規模が相対的に小さい市場（ISP市場、050-IP電話市場及びWANサービス市場）である場合には分析のみを行うこととするが、戦略的評価の結果を踏まえ

^{*5} IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/index.html

^{*6} 「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次報告書」及び「環境クラウドサービスの構築・運用ガイドライン」：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ipv6_internet/01kiban04_02000029.html

^{*7} 「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会 第三次報告書プロGRESSレポート」：

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000040.html

^{*8} IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会「第二次プロGRESSレポート」：

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_13000001.html

^{*9} 電気通信事業分野における競争状況の評価：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyousouhyouka/

^{*10} 競争評価2012：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000099.html

て市場の分析指標を企業グループ単位で算定する場合の市場シェア等の変動を考慮し、WANサービス市場については2013年度も評価対象とすることとした。また、戦略的評価については、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響に関する分析、②地域ブロックにおける超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析（競争評価2011からの継続）の3つのテーマを取り上げることとしている。

なお、競争評価については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（答申）において、「公正競争レビュー制度における料金や市場シェアの推移状況等の検証に当たり、競争評価における分析結果を有効に活用すべきである」とあるほか、「競争評価における戦略的評価のテーマとして、公正競争レビュー制度に基づく検証を補足する事項を必要に応じて分析・評価するのが望ましい」とされており、2012年度から運用を開始した「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」と連携しつつ、具体的な分析・評価を行っていることとしている。

2 放送政策の展開

(1) 地上デジタル放送移行後の放送政策の展開

ア 放送コンテンツ流通の促進

① 放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会

総務省は、昨今、急速に進む技術やグローバル化等の環境変化を踏まえ、放送コンテンツの海外展開、スマートフォン・スマートテレビに対応したコンテンツ配信等の新たな市場開拓に向けて、海外におけるコンテンツ発信の場の確保や権利処理の効率化などについて検討するため、平成24年11月から「放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会^{*11}」を開催し、平成25年6月に報告書を取りまとめた。これを受け、平成25年8月に放送コンテンツの海外展開をサポートする横断的組織として、放送局や権利者団体、商社、広告代理店といった幅広い関係者が参画した「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ（ビージェイ））^{*12}」が設立された。また、放送コンテンツの二次利用を促進するため、放送局と権利者（実演家、レコード協会）が協力し権利処理の効率化、迅速化を図る実証実験を実施している。

② 放送コンテンツの製作取引適正化

総務省では、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定しており、放送コンテンツ製作に係わる番組製作会社のインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善を行い、番組製作に携わる業界全体の向上を目指している。

平成26年4月からの消費税増税に伴い、円滑かつ適正な転嫁の確保を実現するため、3月に消費税転嫁に関する留意点、想定例を記載する改訂を行った。今後も、定期的に「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」を開催し、番組取引の実態調査・ガイドラインの周知啓発やフォローアップを行っていく。

イ 放送サービスの高度化

光ファイバ、衛星その他有線・無線メディアにおける伝送容量や、CPUの処理能力の飛躍的向上など、通信・放送サービスをとりまく環境は大きく変化し、個々のサービスの高度化に加え、通信・放送相互の連携による利便性の高いサービスの提供が、更に容易に実現可能な状況となっている。総務省は、こうした状況を踏まえ、放送サービスのさらなる高度化に向けた具体的な方策を検討するため、平成24年11月から「放送サービスの高度化に関する検討会^{*13}」を開催し、「4K・8K（スーパーハイビジョン）」、「スマートテレビ」及び「ケーブル・プラットフォーム」の3分野について検討を行い、平成25年6月にとりまとめを行った。

同検討会においては、4K・8Kや次世代のスマートテレビのサービスの早期開始を目指し、映像関連産業の新事業・新市場を創出し、国際競争力を強化するために、下記の項目についてそれぞれ、実現すべき具体的な目標及びロードマップ、そのための推進体制が明確化された。

① 4K・8K（スーパーハイビジョン）

4K放送については2014年（平成26年）に、8K放送については2016年（平成28年）に、それぞれ試験放送を開始することを目指すロードマップが示された。このロードマップに沿い、平成25年5月に放送事業者、

*11 放送コンテンツ流通の促進方策に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/broadband_contents/index.htm

*12 BEAJ：Broadcast Program Export Association of Japan (<http://beaj.jp>)

*13 放送サービスの高度化に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/index.html

受信機メーカー、通信事業者等関係事業者により「次世代放送推進フォーラム」が設立され、同フォーラムが中心となり、4K・8Kの放送サービスの早期開始に向けて、伝送技術の検証やコンテンツ制作技術の検討等を連携して進めており、平成26年6月2日からは4K放送の試験放送が衛星放送等で開始されている。総務省においては、ロードマップ策定以降の状況変化を踏まえて、ロードマップのさらなる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策の検討を進めることを目的として、平成26年2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合^{*14}」を開催している。

また、4K・8Kに対応した超高精細度テレビジョン放送（UHDTV）の実用化、普及促進等を図るため、より効率的な伝送を可能とする最新技術の導入等、必要な技術的条件を取りまとめることを目的に、平成25年5月に情報通信審議会において審議を開始し、現時点で円滑なサービス導入が可能と考えられる技術等について検討した結果、平成26年3月25日、情報通信審議会より「超高精細度テレビジョン放送システムに関する技術的条件」のうち「衛星基幹放送及び衛星一般放送に関する技術的条件」について一部答申を受けた。

さらに、2020年頃の8Kの実用化に向けた放送の規格化や放送機器の開発に関して、無線システムを使った放送素材伝送を行う放送事業用無線局（FPU）の開発は、機動性や回線設定の柔軟性の確保のため喫緊の課題となっている。そのため、総務省では、十分な伝送容量を確保できる120GHz帯の周波数帯を使用した無線システムの導入について、平成25年12月に電波監理審議会における改正省令案の諮問・答申を経て、平成26年1月に省令を改正した。

② スマートテレビ

これまでのスマートテレビとは差別化された、新たな放送・通信連携サービスを可能とする「次世代スマートテレビ」の普及を推進し、新たなビジネスモデル等の創成、市場の活性化等につなげるため、「視聴者の安全・安心の確保」と「オープンな開発環境整備」を実現する推進体制を整備することが示され、この推進体制として、平成25年7月に次世代スマートテレビ推進センターが一般社団法人IPTVフォーラム内に設置された。次世代スマートテレビ上で動作する放送連動型アプリケーションの実現のために必要となる諸条件の具体化に関する体制も一般社団法人次世代放送推進フォーラム内に立ち上がり、平成26年2月にリモート視聴に関する要件が策定された。また、平成25年12月から平成26年3月までの間には、視聴者の利便性及び安全・安心なサービスの提供を考慮しつつ、放送番組と多様なウェブ・アプリケーションが連動したり、テレビとスマートフォン/タブレットが連携するスマートテレビの推進に向けて、ハイブリッドキャスト技術を活用した実証実験「Hybridcast 2014^{*15}」を実施した。

③ ケーブル・プラットフォーム

ケーブルテレビは、その加入世帯数が我が国の全世帯の過半数（約2,800万世帯）を超える地域の重要な総合情報通信メディアであるが、昨今の映像配信分野等における国内外での競争の激化の中で、一層のサービスの高度化、効率化が求められている。そのため、検討会取りまとめを踏まえ、昨年度より、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟を中心に、ケーブルテレビの共通基盤である「ケーブル・プラットフォーム」の実現、発展に向けた取組が行われている。現在、ケーブル・プラットフォーム事業者によるIP-VODサービスが開始され、平成26年度中にはIP放送のトライアル実現が予定されている。また、日本ケーブルテレビ連盟の調整のもと、ケーブルテレビ業界全体の取組として平成26年6月より4Kの試験放送が全国各地で実施されている。今後は、ケーブル・プラットフォームの機能の拡充、地域連携や新たなサービスへつながる共通ID連携機能の実現、4K・8Kやスマートテレビ等の放送サービスの高度化への対応等、更なるサービス提供に向け取り組んでいくこととしている。

ウ 放送政策に関する諸課題

平成24年11月から「放送政策に関する調査研究会^{*16}」を開催し、放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行状況や社会経済情勢の変化等を検証するとともに、時代に即した放送政策の在り方等について検討を行い、平成25年8月に、「国際放送」、「NHKのインターネット活用業務」及び「認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則」について、第一次取りまとめ^{*17}を公表した。さらに、その後、放送事

^{*14} 4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8kroadmap/index.html

^{*15} 放送・通信連携によるスマートテレビの実証実験「Hybridcast 2014」の実施：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000033.html

^{*16} 放送政策に関する調査研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bc_seisaku/index.html

^{*17} 放送政策に関する調査研究会「第一次取りまとめ及び意見募集結果の公表」：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000056.html

業者の経営基盤の強化について検討を行い、その結果として、平成26年2月に第二次取りまとめ^{*18}を公表した。

これらの検討を踏まえて、総務省は同年3月、放送法及び電波法の一部改正法案を国会に提出し、同年6月に成立した(図表6-2-2-1)。

図表6-2-2-1 放送法及び電波法の一部改正法案の概要

平成19年放送法改正の附則において、法施行5年後の検討・見直しが求められていることを受け、総務省で開催した「放送政策に関する調査研究会」(※)における検討を踏まえたもの。
(※)長谷部恭男早大大学院教授(憲法)を座長に学識経験者8名で構成。平成24年11月から開催。

民放関係

(1)放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設

- ① 放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがある等の地域を、放送の区分ごとに指定。
- ② ①の地域に係る基幹放送事業者は、「経営基盤強化計画」を作成し、総務大臣の認定を受けることができることとする。
- ③ ②の計画の認定を受けた者に対する放送法・電波法の特例措置を規定。
 - ・再免許等の審査に際し、経理的基礎審査を免除。
 - ・異なる放送対象地域において同一の放送番組を放送することを可能とする。

(2)認定放送持株会社の認定の要件の緩和

- ① マスメディア集中排除の一般原則(議決権保有は1/3まで)は堅持しつつ、認定放送持株会社のもとで議決権保有が可能な範囲を拡大。
※役員兼任が可能な範囲も拡大
- ② その他の規制の見直し
 - ・認定放送持株会社の資産要件の緩和
 - ・マスメディア集中排除原則における役員等の定義の一層の明確化・柔軟化等

NHK関係

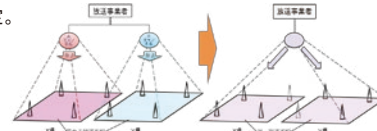
(3)国際放送の番組の国内放送事業者への提供業務の恒常化等

- ① 外国人向けテレビ国際放送(NHKワールドTV)の放送番組の国内放送事業者への提供業務を恒常的な業務として実施可能とする。
- ② 手続きの簡素化

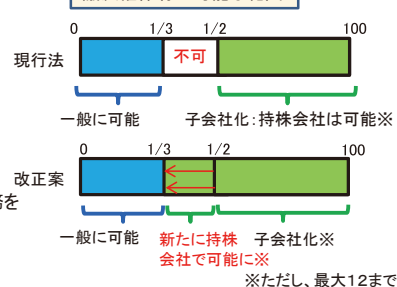
(4)NHKのインターネット活用業務の拡大

- ① 「放送した」番組のみならず、現在、試行的・限定的に実施している、
 - ・「放送と同時」の番組ネット配信(※)を恒常的な業務として実施可能とするほか、
 - ・放送・通信連携サービス(ハイブリッドキャスト)等の新たな業務の本格的な実施を可能とする。
- ② 総務大臣の認可を受けてNHKが定める「実施基準」に従い業務を実施。実施基準の事後的な検証・見直しの仕組みを導入。

放送番組の同一化のイメージ



議決権保有が可能な範囲



エ 放送ネットワークの強靱化

東日本大震災において、放送は災害情報の提供をはじめとして国民が安心・安全に生活する上で大きな役割を果たした。特にラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AMラジオ)送信所の防災対策の必要性が明らかになった。

また、放送がその役割を発揮するためには国民にあまねく届くことが必要であるが、電子機器等の普及や建築構造の変化がAMラジオの新たな難聴要因になっている。施設の老朽化や広告市場の縮小等の環境変化も生じている。

総務省は、こうした状況を踏まえ、平成25年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会^{*19}」を開催し、今後とも放送が災害情報等を国民に適切に提供できるよう、放送ネットワークの強靱化策等について検討を行い、同年7月に中間取りまとめを公表した。取りまとめでは、①放送ネットワークの強靱化、②経営基盤の強靱化(再編促進)、③自治体との連携強化、④新たなアイデアによる事業展開の推進について提言がなされた(図表6-2-2-2)。

このうち、①放送ネットワークの強靱化については、本提言等を踏まえ、「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備

図表6-2-2-2 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」主な提言概要

1 放送ネットワークの強靱化

(1)難聴対策・災害対策としての送信ネットワークの強靱化

① 難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備推進

ア AMラジオ放送のFM波の利用促進(難聴対策、災害対策)

(ただし、AM局の廃止は、国際権益確保の観点から慎重に検討)

イ V-Low帯域の新たな活用(マルチメディア放送、コミュニティ放送、AM事業者等による難聴対策等としてのFM波利用)

② バックアップ設備の整備促進等(予備電源、予備送信設備、緊急地震速報設備等)

(2)地域密着型情報ネットワークの構築

① コミュニティ放送用の新たな周波数の確保

② 臨時災害放送局の開設の円滑化

2 経営基盤の強靱化(再編促進):事業者の主体的な取組を後押し

① 放送分野での産活法「事業分野別指針」の策定

② 放送対象地域の統合の検討(要望がある場合)

③ 新たな制度整備の検討着手(マス排等)

3 自治体との連携強化

① ラジオによる自治体情報提供の推進(中継局の活用、公共情報コメンズの活用等)

② 災害放送等に関する連携強化(自治体、放送事業者、総務局等)

4 新たなアイデアによる事業展開の推進

(1)コンテンツ配信の広域展開【エリアフリー化】

・インターネットによる地域や国境を越えたコンテンツ配信等

(2)地域密着性の強化【メッシュ化】

① 県域ラジオ放送とコミュニティ放送の連携強化(互いの番組情報を住民に提供等)

② ケーブルテレビ、地上波テレビ、異業種との連携の強化(ラジオをケーブル配信する途中でギャップファイラーで再放送等)

(3)受け手側の強靱化

・受信機の普及(公共機関におけるラジオ受信機等の備蓄等)

(4)モデル事業の実施

^{*18} 放送政策に関する調査研究会「第二次取りまとめ及び意見募集結果の公表」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000071.html

^{*19} 放送ネットワークの強靱化に関する検討会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kyoujinka/index.html

に関する基本的方針^{*20}」を同年9月に公表し、この基本的方針を踏まえ、基幹放送用周波数使用計画の一部変更^{*21}を同年12月に行うとともに、「AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針^{*22}」を平成26年1月に公表した。

これらの基本的方針を踏まえ、同年4月に放送法施行規則等の一部改正等^{*23}により、FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備を行った。

また、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体等の取組を支援するため、総務省は、平成25年度補正予算による「地域ICT強靱化事業（放送ネットワーク整備事業）」を実施し、平成26年度からは、「放送ネットワーク災害対策促進税制」を創設するとともに、電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第26号）の成立を受け、電波利用料財源を活用して「民放ラジオ難聴解消支援事業」を実施することとしている。

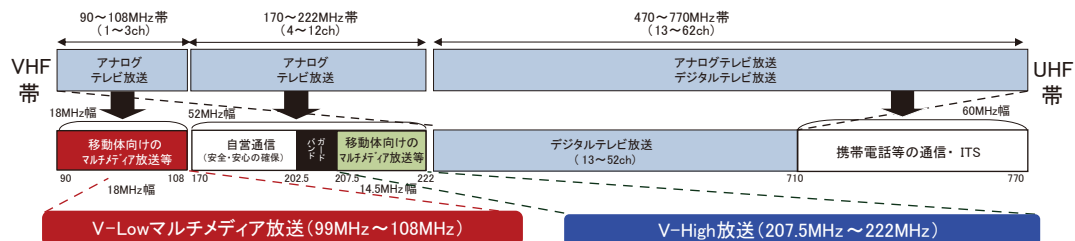
オ 新たな周波数帯での新放送メディアの展開

総務省は、地上テレビジョン放送をアナログからデジタルに移行したことに伴い、地上アナログ放送の終了及びデジタル放送のチャンネルの再配置により空いた周波数帯に携帯電話などを割当てするなど、周波数の有効利用を図っている。

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い利用可能となるVHF帯（超短波帯）を用いて実現を図る「移動受信信用地上基幹放送」は、携帯端末や車載型の受信機で、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数に対して同時に情報を提供することができる「放送」という機能を有する新たなメディアとして期待されている。また、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組が期待されている。

このうち、207.5～222MHzの周波数帯を用いる「V-High放送」は、全国を対象とした放送であり、既に一部の周波数帯を利用してサービスが開始されている。一方、99MHzから108MHzの周波数帯を用いる「V-Lowマルチメディア放送」は各地方の都道府県からなる「地方ブロック」を対象とし、地域密着の生活情報や安心安全情報等を放送する「地方ブロック向け放送」として、地域の活性化やより安心安全な社会の実現に寄与することが期待されている（図表6-2-2-3）。

図表6-2-2-3 地上デジタル放送移行後の空き周波数の有効利用



（ア）V-High放送の推進

V-High放送については、(株) mmmbiが、「NOTTV」のサービス名で、平成24年4月から放送サービスを開始している。未使用の周波数について、いわゆるソフト事業者の参入に向けて、平成25年8月からV-High放送業務に係る参入希望調査を実施した上で、同年12月からV-High放送業務の認定申請を受け付けた結果、5者から6番組、12セグメントの申請がなされ、平成26年4月、全申請が認定された。平成27年4月の放送開始が予定されている。

（イ）V-Lowマルチメディア放送の推進

平成25年3月から参入希望調査等を実施し、同年9月にV-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針を公表した。その後、同年12月に99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針等を制定するなど、一連の制度整備が完了した。また、同年12月からいわゆるハード事業者の特定基地局の開設計画に係る認定申請を受け付けた結果、全

^{*20} V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針の公表及び意見募集の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000074.html

^{*21} 移動受信信用地上基幹放送等に係る制度整備（案）に対する意見募集の結果並びに当該制度整備（案）の一部に係る電波監理審議会への諮問及び答申：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000061.html

^{*22} AMラジオ放送を補完するFM中継局に関する制度整備の基本的方針（案）に対する意見募集の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000092.html

^{*23} 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への諮問及びその答申並びに意見募集の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_02000093.html

国で延べ7者から申請がなされた。今後はいわゆるソフト事業者についての認定等を進めていく予定である。

3 電波政策の展開

(1) 電波政策概況

ア 電波の有効利用の推進

(ア) 電波の有効利用の促進に関する検討

我が国では、現在、1億5千万局以上の無線局が免許を受けて開設され、さらに多くの免許不要局（登録局、無線LAN等の小電力無線局、発射する電波が微弱な無線局等）が開設されている。電波利用技術は高度化し、スマートフォンを含む無線通信ネットワークは国民の日常生活や社会経済活動の最も重要な基盤を構築するまでに至っている。また、高齢化等によって社会構造も変化しており、スマートシティ、スマートメーター等のM2M通信等、電波利用の新たなニーズが高まっている。

このような状況を踏まえ、総務省では、電波ひっ迫解消のための政策の抜本的な見直し、世界最先端のワイヤレス（モバイル）立国の実現・維持を図るべく、新しい電波利用の姿等についてより具体的に議論を行うことを目的として、平成26年1月から「電波政策ビジョン懇談会^{*24}」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を行っており、同年7月に「中間とりまとめ」が公表される予定である。また、「最終とりまとめ」は同年12月に行われる予定である。

(イ) 電波利用料の見直し等

電波利用料制度は、電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用（電波利用共益費用）を、受益者である無線局の免許人等に公平に負担を求める制度であり、平成5年の制度導入以来、少なくとも3年ごとの見直しを行っている。

総務省は、昨今の無線通信システムの急速な普及や新しい電波利用の急速な拡大、さらには我が国の電波ビジネスの一層の活性化や国際競争力の強化の必要性等を踏まえ、次期（平成26年度から平成28年度まで）の電波利用料について検討するため、平成25年3月から「電波利用料の見直しに関する検討会」を開催し、①次期電波利用料の歳出規模の考え方、②電波利用料額の見直しの基本方針等について検討し、同年8月に報告書「電波利用料の見直しに関する基本方針」を取りまとめた（図表6-2-3-1）。

図表6-2-3-1 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書の概要

1 電波利用共益事務の在り方

- ・ 各年度の歳入と歳出の関係は一致させることが必要
- ・ 新たな歳出増（消防・救急及び防災行政無線整備）も見込まれ、歳出規模は更なる効率化が必要
- ・ ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進については、周波数資源の確保を含め、周波数の効率的利用を確保するといった無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益費の使途として相応しい範囲内において、実施することが適当 等

2 経済的価値の適正な反映の在り方

- ・ 現在採用している「電波の経済的価値の向上につながる事務」と「電波の適正な利用の確保に必要な恒常的な事務」に分けて料額を算定する方式は妥当
- ・ 広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、a群とb群に分けて算定する現在の方法は踏襲しつつも、無線局単位で課金しているb群についても、周波数幅に応じて課金することとすべき。
- ・ 広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべき 等

3 新規システムに適用する料額の在り方

- ・ 携帯電話システム等を利用するスマートメーターやM2Mシステム等は、ICTインフラとして普及促進する観点から、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当 等

4 特性係数（軽減係数）について

- ・ 放送事業者は「あまねく普及努力義務」が課され、また、放送設備の安全性・信頼性や番組内容に責任を負う等の費用負担もあることから、現在の措置を維持
- ・ 携帯電話は、災害時に事業者も通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることを踏まえ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」の特性係数（1/2）を新たに適用
- ・ 地デジ移行後の空き周波数帯を使用するV-Highマルチメディア放送などについて、公共性等を考慮し、テレビ等と同様の特性係数（1/4）を新たに適用 等

その後、「電波利用料の見直しに関する基本方針」を踏まえ、次期電波利用料の料額算定の具体的な考え方に

*24 電波政策ビジョン懇談会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_vision/index.html

ついて、平成26年1月に「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」を策定した。

総務省は同年2月、これらの検討を踏まえ、料額の見直し等を行うとともに、災害時等において人命救助や災害救援等を目的として臨時に開設する無線局（総務大臣が認めるもの）について電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除する規定の整備等を行う電波法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年4月に成立した（図表6-2-3-2）。

図表6-2-3-2 電波法の一部改正法案の概要（電波利用料関係）

1 電波利用料の料額の見直し（平成26年～28年度の3年間の料額）

(1) 電波利用料の算定における軽減措置の見直し

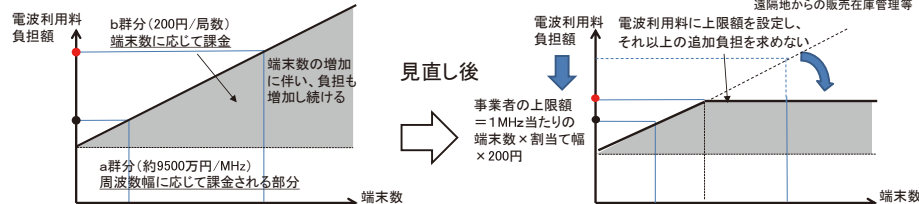
携帯電話、移動受信用地上基幹放送に、新たに軽減係数(※)を適用 ⇒ 関係事業者の負担の軽減を図る

(参考) 携帯電話	現行 約9500万円/MHz	⇒ 約6200万円/MHz (1/2の軽減係数を適用 ※国民の生命、財産の保護に寄与)
移動受信用地上基幹放送	現行 約9500万円/MHz	⇒ 約2900万円/MHz (1/4の軽減係数を適用 ※テレビ等と同様)
(※)軽減係数：電波利用料算定において、電波の普及や国民の生命の保護等の観点から、特定の無線システムに一定の軽減を行うために設けられた係数。		
※ 現行及び見直し後も、この他無線局1局あたり200円が課される。		

(2) スマートメーターやM2M ※等の新たな無線システムに対する料額の見直し

ICTインフラとしての普及を促進する一助とするため、広範囲の地域において周波数帯を高密度に利用する携帯電話及び携帯電話等を利用するスマートメーターや、M2M等の無線システムに係る電波利用料については、上限額を設定

⇒ 一定数以上、端末数が増加しても、追加負担を求めない。



(3) その他の料額の見直し

・ 同報系デジタル防災行政無線、ホワイトスペースを活用するエリア放送の電波利用料について、より低廉な料額とする
同報系デジタル防災行政無線 ⇒ 音声により災害発生を住民に伝達する同報系防災行政無線のデジタル化に伴う費用負担増を回避（デジタル化により、子局が双方向通信が可能となることから、新たに電波利用料が発生するため）
エリア放送 ⇒ 優先順位が高い無線局から保護されないエリア放送の利用料が、優先される無線局より高額であるため。

(参考) 同報系防災行政無線の料額	現行 親局、子局 15,900円/局	⇒ 親局 19,050円、子局 550円
エリア放送の無線局の料額	現行 31,800円/局	⇒ 1,000円（地上デジタル放送の最も低廉な料額相当額）

・ 次期における電波利用料の料額の増加は、現行の料額に比して2割を超えないよう料額を算定する

2 電波利用料の使途の追加

ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を使途に追加する

⇒ ラジオ放送は、一斉同報型無線システムであり、災害時に輻輳が発生しないことや受信機が乾電池で動作する等災害時における情報提供手段として重要であることから、期限を限り、必要最小の空中線電力による中継局整備について補助を行う。

3 電波利用料関係の改正

(1) 分割納付規定の整備

・ 広域専用電波に係る電波利用料の分割納付を可能とする
(携帯電話、移動受信用地上基幹放送等が対象。現在、原則1年分を一括払いであるところ、年4回の分割納付を可能とする予定。)

(2) 災害時等の無線通信の確保

・ 災害時等において、人命救助や災害救護等を目的として、臨時に開設する無線局（総務大臣が認めるもの）について、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除する
(例)災害時に、民間企業から被災地の市町村に無償貸与される衛星携帯電話や簡易無線システム等

(ウ) デジタル防災ICTシステム等の整備

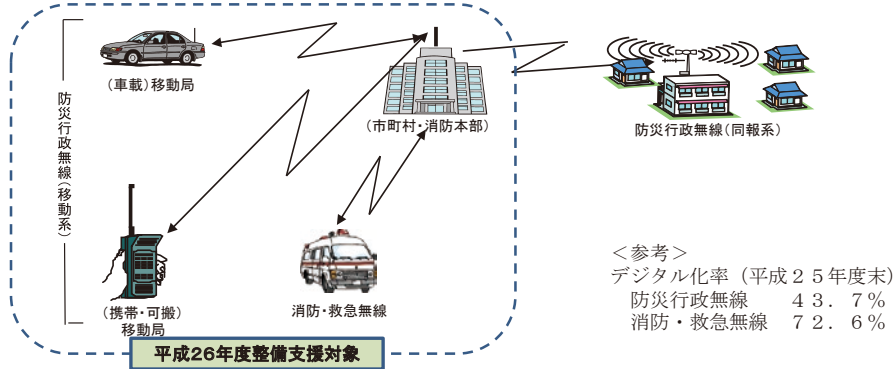
総務省では、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う150MHz帯及び400MHz帯を使用する「防災行政無線」及び「消防・救急無線」を、従来の音声通信のみのアナログ方式から、データ伝送や準動画など情報量を多く含む無線通信が行えるようになる260MHz帯デジタル方式への移行を推進している。

「消防・救急無線」については、アナログ方式による使用期限である平成28年5月末以降は、利用ができなくなることもあり、防災行政無線のデジタル化と併せて周波数の一層の有効利用を促進するため、平成25年度から電波利用料財源を活用したデジタル方式の防災ICTシステムの整備を推進するための補助制度（周波数有効利用促進事業）が導入され、国がデジタル化経費の一部を補助することとなった。同年度には12団体（13事業）に対し補助金の交付を行った（図表6-2-3-3）。

図表6-2-3-3 消防・救急無線/市町村防災行政無線のデジタル化整備支援

東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助。

- ア 事業主体：**市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む)
イ 対象地域：全市町村(財政力の弱い市町村を優先)
ウ 補助対象：消防・防災無線を一体で260MHz帯へ移行する無線設備(デジタル無線方式)の整備費



エ 負担割合	国 1/2	市町村等 1/2
オ 予算額	平成26年度 33.6億円	
カ 交付決定状況	平成25年度は12団体13事業に交付決定	

(2) 電波利用の高度化・多様化に向けた取組

ア 移動通信システムの高度化

我が国の携帯電話と広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)とを合わせた移動通信システムの加入者数及び人口普及率は、それぞれ1億5,147万加入、118.3%となっており(平成26年3月末現在)、1人で複数台の端末を利用するような使い方も確実に広がってきている。

ここ数年のワイヤレスブロードバンドシステムの世界的な普及拡大を背景に、移動通信システムの世界においても、スマートフォンの利用や、高速データ通信の利用が急激に拡大しており、利用者からは、より高速・大容量で利便性の高い第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の早期導入に大きな期待が寄せられている。

このような背景を踏まえ、国内外の技術進化の動向及び周波数の一層の有効利用を考慮して、第4世代移動通信システムの導入に向け、平成24年4月から情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会において、技術的条件の検討が行われ、平成25年7月に情報通信審議会から一部答申を受けた^{*25}。これを踏まえ、総務省は同年12月に第4世代移動通信システムの一つであるLTE-Advanced(3.9世代移動通信システム(LTE)よりも高速な通信が可能な移動通信システム)の技術を既存の携帯電話用周波数へ導入するために必要な無線設備規則の改正を行う等、実用化に向けた制度整備を進めている。

また、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)において、第4世代移動通信システムを早期に実用化するため、平成26年までに新たな周波数帯の割当てを行うこととされており、その円滑な導入に向けて、平成26年1月に、携帯電話事業者4者に対し公開でヒアリングを実施^{*26}するとともに、同年2月から3月まで第4世代移動通信システムの導入に関する意見募集を実施した。

さらに、総務省は、フェムトセル基地局の円滑な開設及び適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスの円滑かつ効率的な提供を実現する観点から、「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン^{*27}」を策定しており、BWAシステムによるサービスの普及に伴うBWAサービス用フェムトセル基地局の設置、利用についての要望を踏まえ、平成25年11月に同ガイドラインを改定した。

^{*25} 第4世代移動通信システムの技術的条件—情報通信審議会からの一部答申—：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000157.html

^{*26} 第4世代移動通信システムに関する公開ヒアリング
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4g_hearing/index.html

^{*27} 「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」の改定及び意見募集の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000060.html

イ 携帯電話の基地局整備の在り方

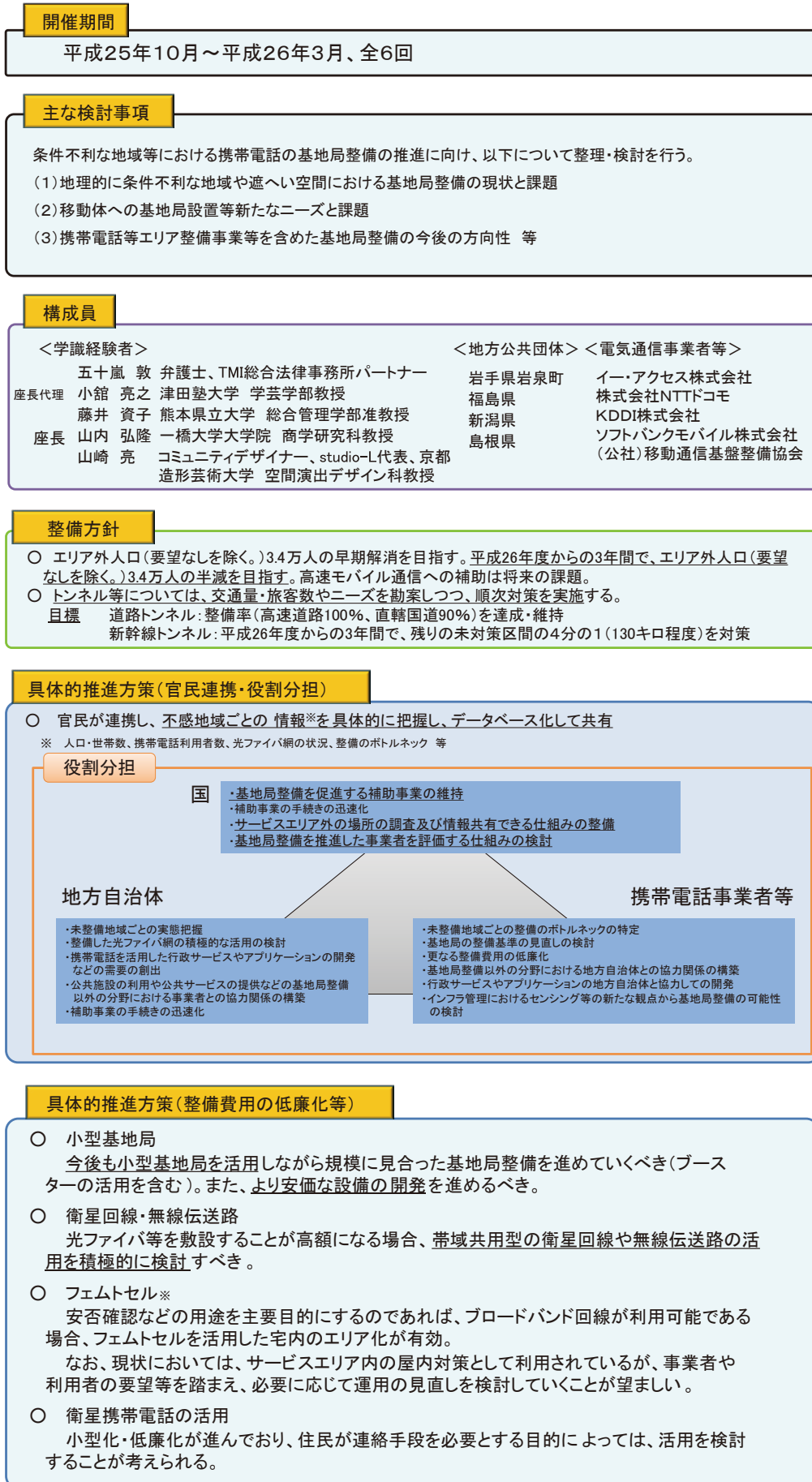
総務省では、携帯電話事業者の自主事業では採算が確保できない地理的に条件不利な地域や電波が遮へいされる空間（トンネル等）において、国庫補助を伴う携帯電話等エリア整備事業及び電波遮へい対策事業を実施すること等により、携帯電話の基地局整備を推進しているが、未だに携帯電話が利用できない地域が山間部等を中心に存在しており（平成25年11月時点で、エリア外人口約3.9万人、エリア化要望なしを除くエリア外人口は約3.4万人）、そうした不感地域の早期解消が重要な課題となっている。また、利便性だけでなく緊急時の連絡手段の確保の観点から、居住地域のみならず、トンネル内等遮へい空間内における携帯電話の利用に対する要望が強まっている。さらに近年、船舶に基地局を搭載しての沿岸被災地のエリア確保等移動体への基地局設置等の新たなニーズも萌芽しつつある。

こうした状況を踏まえ、基地局整備の現状と課題を把握するとともに、今後の基地局整備の在り方や具体的推進方策等について検討を行うことを目的として、総務省は平成25年10月から平成26年3月までの間、「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会^{*28}」を開催した。具体的には、①条件不利な地域や遮へい空間における基地局整備の現状と課題、②移動体への基地局設置等新たなニーズ、③携帯電話等エリア整備事業等の在り方を含めた基地局整備の今後の方向性、等について検討がなされた（図表6-2-3-4）。

また、整備した基地局の定期検査の点検結果の判定を行う判定員の不足という課題に関しては、関係者によるアドホック会合での検討を経て、登録検査等事業者における判定員の資格要件の緩和に関する取りまとめがなされた。これらの検討を踏まえて、総務省は平成26年2月、電波法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年4月に成立した。（本改正により、登録検査等事業における検査を行うことができる無線従事者資格を有する者の人数は約8万5000人から約30万人（約3.5倍）に増加する見込みである。）

*28 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mobil_bs/index.html

図表6-2-3-4 携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会の概要



※従来の携帯電話基地局からの電波が届きにくい場所に設置することで電波環境を改善する小型携帯電話基地局。伝送路として一般家庭や小規模オフィスまでの固定回線を使用。

ウ 高度道路交通システムの推進

総務省は、人やモノの安全で快適な移動の実現に向けて、情報通信技術を用いて「人」、「道路」及び「車両」などをつなぐ高度道路交通システム（ITS；Intelligent Transport Systems）により、交通事故削減や渋滞解消等のための取組を進めている。これまで、VICS（Vehicle Information and Communication System；道路交通情報通信システム）やETC（Electronic Toll Collection System；自動料金収受システム）、ITSスポット等で利用される周波数の割当てや技術基準等の策定を行うとともに、これらシステムの普及促進を図ってきた。

具体的には、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となった700MHz帯の一部を車車間通信・路車間通信による安全運転支援システムに割り当て、その技術基準等の整備を行い、平成25年4月から全国で利用可能とするとともに、79GHz帯を用いて歩行者等の小さな物体を検知することができる障害物検知レーダー（79GHz帯高分解能レーダー）の技術基準等の整備を平成24年12月に行い、こちらも利用可能とした。

平成25年10月には、世界のITS関係者が一堂に会するITS世界会議が東京で開催された。会議は、ITSに関する展示やデモ、プレゼンテーション等を通じて、ITSの普及促進やビジネス機会の創出等を図ることを目的としており、総務省は、「命をまもる（700MHz帯安全運転支援システム、79GHz帯高分解能レーダー等）」、「便利に移動する（ETC、VICS、プローブ等）」、「より高度な通信を目指す（ITSを支える通信基盤、次世代無線通信技術等）」という3つの柱のもと、関係企業等と連携して展示を行ったほか、自動走行に必要な要素技術である車車間通信、レーダー等、我が国のITSを支える情報通信技術に関する講演会を開催し、強く世界にアピールした。

最近の取り組みとしては、平成26年度から700MHz帯を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用アプリケーションが十分機能できるよう通信の信頼性や相互接続性、セキュリティ機能の確立を目的とした実証実験を実施する。また、700MHz帯を活用した安全運転支援システムにおける情報セキュリティについて、より専門的な観点から助言を得ることを目的として、平成26年2月から「情報セキュリティアドバイザリーボードITSセキュリティ検討グループ」を開催し、通信される情報の真正性・完全性・機密性が担保されるための情報セキュリティ要件等について検討を行っている。

また、内閣府総合科学技術会議の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）においても、総務省は、府省横断の取組として、公道での実証を通じ、車車間・路車間・歩車間通信でやりとりする情報やインフラレーダーで収集する情報等を組み合わせたシステムを開発するなど、ICTを活用した高度な自動走行システムを実現するための事業を実施する。

今後も関係省庁とも連携してITSを推進し、交通事故の削減や渋滞の解消等を進めるとともに、運転支援や自動走行システムのための環境整備を行うことで、人やモノが安全で快適に移動できる社会の実現を目指す（第4章第1節3（2）参照）。

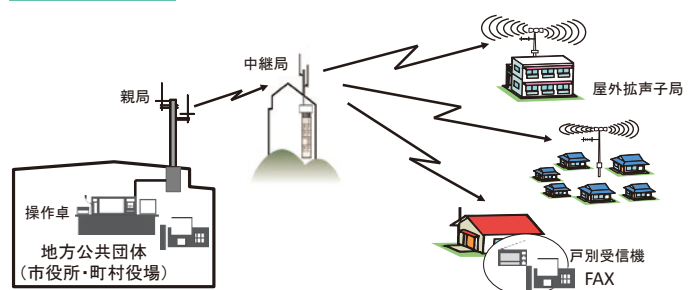
エ 防災無線の高度化

同報系防災行政無線は、避難場所、防災拠点や各家庭に向けて防災行政情報を伝える重要な手段となっている。また、双方向通信、データ通信等を可能とし、画像による災害情報の収集、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報の周知など多様な情報提供ニーズに対応可能なデジタル方式が導入されている（図表6-2-3-5）。

同報系防災行政無線の整備率は、80%弱まで向上している一方、デジタル方式（16QAM方式）の制度化後、約10年を経過しているものの、デジタル方式の整備率は約30%にとどまっている。これは、アナログ方式と比較してデジタル方式の整備費用が高額であることなどが原因に挙げられ、昨今、地方公共団体からは、低廉な通信方式への要望が高まっている。

そこで、デジタル方式のコスト低減と共に小規模な市町村においても導入されやすい防災無線システムとして技術基準の見直しが必要であることから、平成25年5月、情報通信審議会に対し諮問を行い、60MHz帯デジタル同報系防災行政無線システムについて、新たな方式を導入するための技術的条件に関する検討を開始している。

図表6-2-3-5 同報系防災行政無線のイメージ



音声同報、Jアラート連携等、基本機能を中心とする簡素で低廉なデジタル方式を導入するために、現行方式と比べ到達範囲が広く、普及実績も大きい「4値FSK」、「QPSK方式」を想定し、検討を行っている。今後、情報通信技術分科会における審議（平成26年夏頃に答申）を経て、平成26年中に制度整備が行われる予定である。

一方、移動系防災無線のデジタル化については、その進捗が十分でない（十数％）ことから、平成25年度から周波数有効利用促進事業として国がその経費の一部の補助を行っている（第6章第2節3（1）ア（ウ）参照）。

（3）電波利用環境の整備

ア 生体電磁環境対策の推進

総務省では、電波の人体への影響に関する調査を実施し、人体の防護のため、電波法令により国際ガイドラインと同等な電波の強さの安全基準を定めている^{*29}。これまでの調査・研究では、この安全基準を下回るレベルの電波と健康への影響との因果関係は確認されていないが、今後も科学的に安全性の検証を積み重ねていくことが重要であることから、総務省では、継続的に電波の安全性評価を行っていくこととしている。

この安全基準のうち、携帯電話端末のように、頭のすぐそばで使用する無線機器に対しては、人体側頭部における比吸収率（SAR：Specific Absorption Rate^{*30}）により電波の許容値を規定してきたが、今般、スマートフォンやタブレット端末など、側頭部以外の人体の近くで使用する無線機器が一般的なものとなっていることから、当該許容値の規定の対象範囲をそれらの無線設備にも拡大すべく、情報通信審議会からの「人体側頭部を除く人体に近接して使用する無線機器等に対する比吸収率の測定方法」についての一部答申（平成23年10月）^{*31}や電波監理審議会の省令改正についての答申（平成25年7月）^{*32}を受け、無線設備規則等の一部の改正を行った（平成25年8月23日公布、平成26年4月1日施行）。

また、近年における動向として、電波防護に関する国際的なガイドラインである国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP：International Commission Non-Ionizing Radiation Protection）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界によるばく露を制限するためのガイドライン」（平成10年4月）が、低周波電磁界領域について平成22年11月に改訂された。「生体電磁環境に関する検討会」においても、最新のICNIRPのガイドラインを踏まえた電波防護指針の在り方についての検討の必要性が提言されている。

これらを踏まえ、総務省では、関連の国際的な検討動向や電波利用状況の変化等を踏まえた電波防護指針の在り方について、平成25年12月に情報通信審議会へ諮問^{*33}を行った。現在、検討が行われており、平成26年12月頃に一部答申がなされる予定である。

また、近年、スマートフォン等の無線端末によって高速かつ大容量通信を可能とするサービスが開始されており、新たな無線通信方式であるLTEによる無線サービスが急速に普及している。そのため、総務省は、平成24年度における電波の植込み型医療機器に与える影響に関する調査として、LTE方式の携帯電話について影響測定を実施した。現在使用されている植込み型医療機器の中から選定した25台（植込み型心臓ペースメーカ13台、植込み型除細動器12台）を対象に、スクリーニング測定（携帯電話端末実機よりも厳しい条件）を経た上で携帯電話端末実機を用いた影響測定を実施したところ、影響の発生は確認されなかった。これを踏まえ、総務省は、平成25年12月に「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」を改訂し、その対象をLTE方式の携帯電話端末にも拡張し、携帯電話端末と植込み型医療機器との離隔距離を15cm程度にするとといった、従来の携帯電話に関する指針を適用することとした^{*34}。

同様に、近年利用が拡大しているスマートフォン等の無線端末の中には、一台の端末内に携帯電話と無線LANなどの複数種類の電波を備え、同時に放射する機能を有するものが少なくないため、平成25年度には、携帯電話（W-CDMA方式）と無線LAN（IEEE802.11n方式）の電波が同時に端末から発射されたときの植込み型医療機器への影響について、実機による影響測定を実施した。現在使用されている植込み型医療機器の中か

*29 電波防護指針：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/body/protect/index.htm>

*30 生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量

*31 情報通信審議会からの一部答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000025.html

*32 電波監理審議会からの答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000165.html

*33 情報通信審議会への諮問：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000185.html

*34 平成24年度電波の医療機器等への影響に関する調査結果及び当該結果に基づく「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の改訂：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000187.html

ら選定した30台（植込み型心臓ペースメーカ14台、植込み型除細動器16台）を対象に、スクリーニング測定を経た上で、携帯電話端末実機を用いた影響測定を実施したところ、影響の発生は確認されなかった。これを踏まえ、総務省は、平成26年5月に「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」について、指針の対象の「携帯電話端末」にはスマートフォン等の無線LANを内蔵した携帯電話端末も含むことを明確にする改訂を行った^{*35}。

また、現在医療機関における携帯電話等の使用については法的規制が無く、各医療機関において独自のルールが定められている。近年の携帯電話等及び医療機器の性能向上により、医療機器から一定の距離を確保する等の安全対策等を行うことを前提に、医療機関内においてさらに電波利用機器の活用を推進することが可能であることから、各医療機関においてICT機器の積極的活用を図ることが望ましいと考えられる。

こうした状況を踏まえ、電波環境協議会に有識者、関係団体や総務省、厚生労働省等から構成される「医療機関における携帯電話等の使用に関する作業部会」が設置され、医療機関内での携帯電話等の使用の在り方に関する指針の作成に向け、検討が開始されることとなった。平成26年1月に第1回会合が開催^{*36}されたところであるが、今後は、同年夏頃を目途に報告書や指針を策定・公表し、国内外へ積極的に周知を図っていく予定である。

イ 電磁障害対策の推進

各種電気・電子機器等の普及に伴い、無線利用がこれらの各種機器・設備から発せられる不要電波に対する電磁的な妨害対策が重要となっている。

総務省では、情報通信審議会情報通信技術分科会に設置された「電波利用環境委員会^{*37}」において調査・検討が行われ、国際無線障害特別委員会（CISPR：Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques）における国際規格の審議に寄与するとともに、国内における規格化に向けた取組の推進等を通じて、不要電波による無線通信システムへの妨害や電気・電子機器への障害の防止等を図っている。

平成26年3月には、情報通信審議会において、CISPRの諸規格のうち、「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」を国内規格として採用する場合の技術的諸問題について審議を行い、電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダ等³⁸の技術的条件について、電源端子妨害波電圧による許容値の導入、磁界強度による許容値の適用、測定距離や電界強度の許容値の見直し等に関する一部答申を受けた。

近年、世界的なエネルギー問題等に対応したスマートコミュニティや持続可能な車社会の実現に向け、家電製品や電気自動車等において、無線技術により迅速かつ容易に充電することを可能としたワイヤレス電力伝送システムを導入するニーズが高まってきている。この導入にあたっては、システムが他の無線機器への混信を与えた場合の社会への影響が大きいことや、人体への安全性が確保されることを十分に考慮する必要がある。そのため、平成25年6月、情報通信審議会情報通信技術分科会の電波利用環境委員会の下に、「ワイヤレス電力伝送作業班^{*38}」を設置し、他の無線機器との共用及び電波防護指針への適合性等について検証した上で、システムから放射される漏洩電波の許容値や測定法等の技術的条件の検討を行っており、平成26年7月目途で答申がなされる予定である。

ワイヤレス電力伝送システムの実用化には、漏えい電波を低減する技術等の研究開発を促進する必要があるが、従来、高周波利用設備の制度においては、実験を目的とした設備の漏えい電界強度の許容値の緩和措置が広帯域電力線搬送通信設備に限定されていた。

こうした状況を踏まえ、総務省は、平成25年12月、関係省令及び告示を一部改正し、高周波利用設備においてワイヤレス電力伝送システムが含まれる各種設備の許容値を、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験用に限り、工業用加熱設備と同等の値とするなど、ワイヤレス電力伝送システムの実験の実施を推進した。

ウ 無線機器の信頼性確保

技術基準適合証明等は、無線設備が電波法に定める技術基準に適合している旨の証明であり、当該証明を取得

*35 平成25年度電波の医療機器等への影響に関する調査結果及び当該結果に基づく「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」の改訂：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000216.html

*36 医療機関内における携帯電話等の使用に関する検討の開始：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000192.html

*37 電波利用環境委員会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denpa_kankyou/index.html

*38 ワイヤレス電力伝送作業班：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denpa_kankyou/wpt.html

することにより、免許手続きが不要となったり簡略化される制度である。

近年の技術の進展に伴い、無線設備のモジュール化やチップ化が進み、技術基準適合証明等を取得した設備を組み込んだロボット掃除機などの製品が数多く製造・販売されている。

現状では、モジュール化された設備を対象に技術基準適合証明等を取得していることから、当該証明等を取得したことの表示である技適マークは、モジュール化された設備に付すこととなりモジュールを組み込んだ製品の外観には付されず、利用者が直接的に技適マークを確認できないことが課題となっていた。

総務副大臣主催の「電波の有効利用の促進に関する検討会」（平成24年4月～12月）において、利用者が製品の外からも技術基準への適合性を確認でき、安心して製品を使用可能とするため、技術基準適合証明等を受けた無線モジュールを組み込んだ製品の外観に、内蔵されている無線モジュールに付されている技適マークを転記することを可能とすることの必要性が指摘された。

また、スマートフォンの普及等に伴い、携帯電話端末の液晶パネル・外装等を交換するニーズが増加している中で、製造業者等以外の第三者である修理業者が携帯電話端末等の修理や交換を行おうとする場合、「変更の工事」に該当しない範囲内であるか明確でないため技術基準適合性の表示を維持したまま修理可能か判断できないという問題が、「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書（平成24年12月）」や「携帯電話修理事業連絡会要望書（平成25年11月）」において指摘されている。

これらの検討を踏まえ、総務省は、①「技術基準適合証明」等の表示の転記を認める規定、②総務大臣に登録を行った修理業者が、修理の適切性を自己確認し、技術基準への適合性を表示可能とする、第三者による携帯電話端末等の修理に係る規定等を盛り込んだ電波法の一部を改正する法律案を平成26年2月に国会に提出し、同年4月に成立した。

エ 電波の混信・妨害の予防

電波利用が拡大する中で、混信・妨害を排除し良好な電波利用環境を維持していくことはますます重要な課題となってきている。このため総務省では、電波の監視、混信・妨害の排除に加え、それらの原因となり得る機器への対応も強化している^{*39}。

近年、携帯電話の急速な普及や電波監視の強化などにより、過去に社会問題となった不法三悪と呼ばれる無線局（不法市民ラジオ、不法パーソナル無線及び不法アマチュア無線）による重要無線通信等への混信・妨害が減少する一方で、電波法の技術基準に適合していない無線機器（以下「不適合機器」という。）等による無線通信への混信・妨害が問題となっている（図表6-2-3-6）。

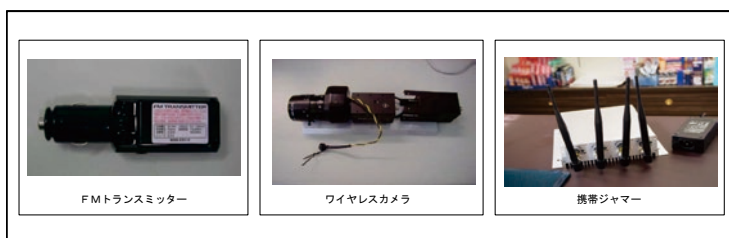
市場には無線局免許が不要な微弱無線局であると称して販売されている無線機器（FMトランスミッター、ワイヤレスカメラ等）が大量に流通しているが、その中には、微弱無線局の基準を上回る出力の電波が発射されている不適合機器が多数含まれており、これまでも、その使用によって、重要無線通信への混信・妨害が発生している。

また、海外からの輸入やネット販売等を通じて入手可能な国内では使用出来ないトランシーバ（FRS：Family Radio Service、GMRS：General Mobile Radio Service）やベビーモニター等による同様の混信も発生していることから、このような不適合機器の流通をいかに抑制するかが課題である。

このために、これまでもポスター及びリーフレット等による周知・啓発活動を行うとともに、販売店等に出向き不適合機器の販売について自粛要請等を行ってきたところである。一方で、販売店等においては消費者への不適合機器に関する情報提供が少なく、消費者が不適合機器が否かを判別することが困難な状況となっていることから、依然として不適合機器が善意の消費者の手に渡り、他の無線局の混信源となる可能性が残されている。

このことから、総務省は、発射する電波が著しく微弱の範囲であるとして販売されている無線設備を購入して、電波の強さが電波法に定める範囲に適合しているかどうかの測定を行い、その結果を公表^{*40}する取組を平成25年度から実施している。また、公表と併せて、当該設備の製造業者、販売業者又は輸入業者に対し、電波法で定める技術基準の適合への改善を要請している。これにより、業者を指導し、消費者に注意喚起すること

図表6-2-3-6 無線通信に障害を与えた不適合機器の例



*39 総務省電波利用ホームページ 電波監視の概要：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/index.htm>

*40 無線設備試買テストの結果：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>

で、不適合機器の流通が抑制され、混信・妨害の予防に資することが期待される。

この他にも、携帯電話事業者以外の者によって不法に設置されている携帯電話中継装置が、携帯電話基地局等からの電波を妨害する事例が発生しているが、これらの中継装置は「無線局の免許がいらない」と称して販売されていることから、一般の方がそれと知らずに設置し妨害の原因となっている。このような装置を原因とする障害の拡大を防止するため、販売者が販売する前に「設置には免許が必要」である旨告知すること（免許情報告知制度）を義務付けている（携帯電話事業者以外は、携帯電話中継装置を設置できない）^{*41}。

さらに、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合には、製造業者・販売取扱業者等に対して報告を徴収し、その事態を除去するために必要な措置をとることについて勧告・公表を行うことができる制度の活用についても検討を進めることとしている。

この他、LED照明等の電気機器、電子機器や放送受信ブースタ等から発射又は漏洩する電波による無線局への障害も引き続き発生していることから有害な漏洩電波を効率的に除去するための調査に取り組んでいる。

4 情報通信分野の事業者間紛争の処理

(1) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁等

ア 電気通信紛争処理委員会の概要

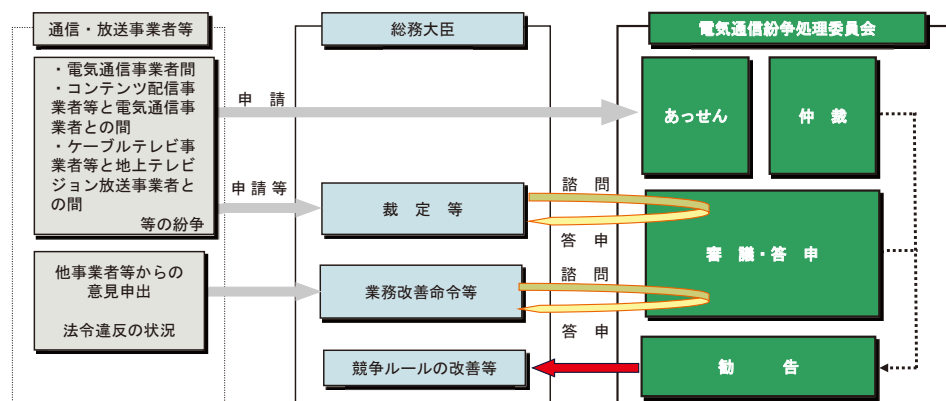
(ア) 電気通信紛争処理委員会の機能

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、技術革新と競争環境の進展が著しい電気通信分野において多様化する紛争事案を迅速・公正に処理するための専門組織であり、現在、総務大臣により任命された委員5名及び特別委員8名が紛争処理にあたっている。

委員会は、①事業者間等の紛争を解決するためのあっせん・仲裁を行う、②総務大臣が命令、裁定等を行う際に諮問を受けて審議・答申を行う、③あっせん・仲裁、諮問に対する答申を行う中で、競争ルールの改善等について総務大臣に勧告を行うという3つの機能を有している（図表6-2-4-1）。

また、委員会事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

図表6-2-4-1 電気通信紛争処理委員会の機能の概要



(イ) あっせん・仲裁

あっせんは、委員会が有識者である委員・特別委員の中から「あっせん委員」を指名し、あっせん委員が両当事者の歩み寄りを促すことにより紛争の迅速・公正な解決を図る手続である。必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示する。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

仲裁は、原則として、両当事者の合意に基づき委員会が委員・特別委員の中から3名を「仲裁委員」として指名し、仲裁委員による仲裁判断に従うことを合意した上で行われる手続であり、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

なお、あっせん・仲裁の対象となる紛争内容は、次のとおりである（図表6-2-4-2）。

*41 免許情報告知制度は、不法市民ラジオ、不法パーソナル無線、不法アマチュア無線及び不法携帯電話中継装置に使用されるおそれの高い無線設備を対象としている。

図表6-2-4-2 あっせん・仲裁の対象となる紛争内容

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結（又は再放送の同意）の協議に応じないとき	協定・契約の締結（又は再放送の同意）の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	○電気通信設備の接続に関する協定 ○電気通信設備の共用に関する協定 ○電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 ○卸電気通信役務の提供に関する契約	あっせん 大臣命令	あっせん 大臣命令	あっせん 仲裁 大臣裁定
	○電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 ・接続に必要な電気通信設備の設置・保守 ・接続に必要な土地・建物・管路等の利用 ・接続に必要な情報の提供 ・電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託 等	—	—	あっせん 仲裁
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	○コンテンツ配信事業等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 （※）電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）	—	—	あっせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間	○地上テレビジョン放送の再放送に係る同意	あっせん 大臣裁定	あっせん 仲裁 大臣裁定	—
無線局（※）を開設・変更しようとする者その他の無線局（※）の免許人等との間	○混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 （※）電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局	あっせん	あっせん 仲裁	—

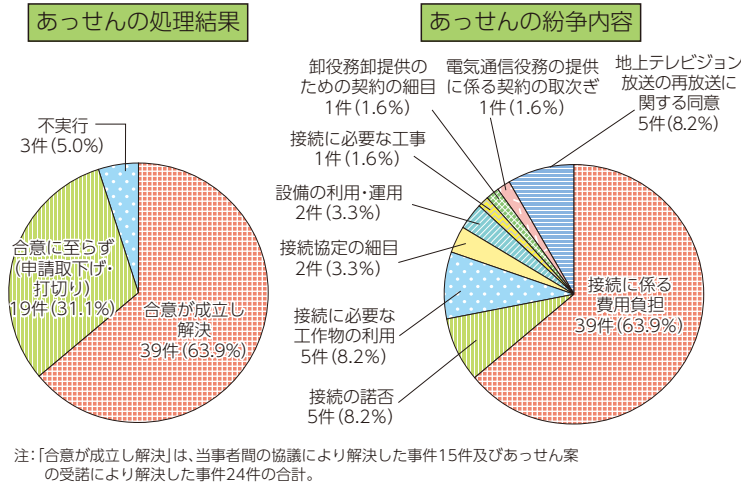
注：「大臣命令」又は「大臣裁定」の場合は、電気通信紛争処理委員会への諮問がなされる。

イ 委員会の活動の状況

委員会は、平成25年度において、地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争についてのあっせん2件、卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争についてのあっせん1件、地上テレビジョン放送の再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に対する答申1件を行った。また、事業者相談窓口において、相談対応10件を行った。

なお、平成13年11月の委員会設立から平成26年3月末までに、あっせん61件（図表6-2-4-3）、仲裁3件の申請を処理し、総務大臣からの諮問に対する答申9件、総務大臣への勧告3件を実施している。

図表6-2-4-3 あっせんの処理状況



(2) 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信分野においては、電気通信事業者間での電気通信設備の接続又は共用、電気通信設備設置用工作物の共用若しくは卸電気通信役務の提供に係る協議について協議が不調等になった場合には、電気通信事業法の規定に基づき、電気通信事業者が総務大臣に対して協議の開始又は再開の命令の申立て若しくは裁定の申請を行うことができる。

放送分野においては、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者間での再放送同意について協議が不調等になった場合には、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に基づき、ケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請を行うことができる。

これら総務大臣による協議命令・裁定に関する紛争処理手続は、紛争の相手方の意向にかかわらず、当事者の一方の申立て又は申請により開始される。総務大臣は協議命令・裁定をしようとするときは、委員会に諮問しなければならない。

平成25年度において、総務大臣は、放送分野について裁定を1件行った。

5 インフラの安全・信頼性の確保

(1) 電気通信インフラの安全・信頼性の確保

電気通信は、我が国の基幹的な社会インフラであり、電気通信事故は、国民生活や企業の経済活動に多大な支障を招来するものであるため、その防止は喫緊の課題である。近年、電気通信分野において、ネットワークやサービスの多様化・高度化が進展し、事故の内容や原因等も多様化・複雑化している。その防止には、このような事故を巡る環境変化を踏まえ、平時の対策及び事故発生後の各段階で適切な措置が講じられることが不可欠である。

総務省は、ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展により、多様化・複雑化してきた電気通信事故の防止の在り方として、①事故の事前防止、②事故発生時の対応、③事故報告制度、④事故報告後のフォローアップの在り方を検討し、事故発生に係る各段階に必要な措置が適切に確保される環境を整備することにより、電気通信事故の防止を図るため、平成25年4月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会^{*42}」を開催し、同年10月に報告書を取りまとめた。

報告書では、ネットワークは事業者ごとに異なる特性があるため、それを熟知する事業者の自主的な取組（PDCAサイクル）による事故防止を基本として、そうした事業者の自主的な取組が適切に確保・促進される環境を整備するため、①管理規程の記載事項の見直し等による事故防止の具体的取組の確保、②安全統括管理者（経営レベル）の選任義務の導入、③電気通信主任技術者（現場レベル）の職務範囲の明確化や講習制度の導入、④事後的な改善措置命令、⑤事故報告基準等の見直し、⑥事故報告内容の第三者検証、⑦回線非設置事業者（有料・一定規模以上等）にも事故防止の規律を適用、といった7点が提言されている。この報告書を受けて、総務省は、事故防止の規律を整備するため、電気通信事業法の改正案を平成26年の通常国会に提出し、同年6月に成立した。

また、内閣府規制改革会議において、0AB-J IP電話（電話番号として03や06等の市外局番を用いるIP電話）の品質要件の見直しが検討課題として取り上げられ、平成25年6月の同会議答申において、「0AB-J IP電話の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の要否を含め検討を行い、結論を得る」こととされた。

これを踏まえ、総務省は、同年12月から「0AB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会^{*43}」を開催し、①0AB-J IP電話に対して利用者が求める要件、②最新の技術動向等を踏まえた、利用者視点での品質要件の検討、③安定品質の要件具体化等の最新の技術動向や利用者ニーズを踏まえた0AB-J IP電話の品質要件の在り方について検討を行っており、平成26年12月頃に報告書を取りまとめる予定である。

(2) 放送インフラにおける安全・信頼性の確保

放送は、日頃から国民生活に必要な情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つとなっており、放送設備に起因した放送の業務への支障を防ぐことが重要である。このような背景を踏まえ、平成22年12月に第176回国会（臨時会）において、放送中止事故の防止等、安全・信頼性を確保し、放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、「放送法」に放送設備に対する技術基準、設備に起因する重大な事故の報告等に関する規定を設ける旨の法案が可決、成立した。これを受け、情報通信審議会において、放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件に関する審議が行われ、東日本大震災による放送設備の被災状況に関する分析も踏まえ、平成23年5月に一部答申を受けた。総務省では、平成23年6月の改正放送法の施行に合わせて、一部答申に基づく技術基準、報告対象となる重大な事故等に係る規定を整備した。現在、これらの規定に基づき、放送事業者に対して放送設備を適切に維持することを義務づけるとともに、重大な事故の発生時にはその原因を明らかにして再発防止を徹底させる等、積極的な取組を推進しているところである。

^{*42} 多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会：
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsushin_jiko_boushi/index.html

^{*43} 0AB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/0abj_ip/index.html